

下田税務署から所得税の確定申告等についてのお知らせ

～感染防止のための対応～

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、マイナンバーカードとスマートフォンを使ってのご自宅からのe-Tax申告を是非ご利用ください。また、詳しくは国税庁ホームページをご参照いただくほか、申告の作成方法などの動画を、YouTube「国税庁動画チャンネル」でもご紹介しています。
- 確定申告会場への来場をお考えの方は、会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。
- 「**入場整理券**」は、LINE アプリを利用して事前にオンラインで入手してください。入場整理券は会場でも当日配付しますが、配付状況によっては後日の来場をお願いすることがあります。

区分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概要	確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月16日(水)～3月15日(火) ※土日祝除く	2月16日(水)～2月22日(火) ※土日祝除く
開設時間	9時～17時 (注)入場には「 入場整理券 」が必要です。	9時30分～12時 13時～16時
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市数根761 ※当該施設への確定申告等に関するお問い合わせはご遠慮ください。	
	第一会議室、第二会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等) ・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等(収支内訳書及び青色申告決算書はご自宅で事前作成をお願いします。) ・各種控除証明書、領収書等(医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします。) ・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・税務署からの確定申告のお知らせ ・マイナンバーを確認できる書類 ・身元確認ができる書類(免許証等) 	
その他	電子申告(e-Tax)にて申告相談を行います。 税務署から送られたハガキ、封書、「 利用者識別番号等の通知 」をお持ちであればご持参ください。	
感染防止対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただきます。 ・マスクの着用、手指消毒をお願いします。 ・少人数での来場をお願いします。 	

★その他のお知らせ

- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行っております(市役所の会場では行っておりません)。

◆問合せ先

所得税の確定申告等については 下田税務署 ☎0185

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご用件に応じて番号を選択してください。



国税庁LINE公式アカウント

オンラインによる入場整理券の発行はこちらから



動画で見る確定申告

動画をご覧になりたい方はこちらから

市県民税申告の事前のお知らせ

申告期間は
2月16日～3月15日まで

令和4年度(令和3年分)市民税・県民税の申告は、2月16日(水)から3月15日(火)まで(土日祝除く)の9時から16時まで(12時から13時は昼休み)市役所2階大会議室で受付を行います。今回から市内各地区の出張会場は、廃止させていただきます。(e-Tax、郵送申告の増や人口減、高齢化、社会生活スタイルの変化などにより、相談者数が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が十分に行えないこと、また、セキュリティ上、電子申告に対応していないため。)

ご不便をおかけしますが、e-Tax、郵送申告に協力させていただきますようお願いいたします。

- ★新型コロナウイルス感染症防止対策のための会場運営を行います
- ・申告会場では、検温・換気・消毒の徹底や、ソーシャルディスタンスの確保などの感染防止策を行います。
- ・待合い席数が少ないため、混雑時には会場への入場制限を行います。会場外や自家用車での待機、後日の再来場をお願いなどをされる場合があります。
- ・申告日は、地区ごとに推奨日を指定しますので、混雑緩和のため推奨日にご来場ください。
- ※地区割日程、必要書類は、「**広報しもだ**」令和4年2月号に掲載します。
- ★来場される方へのお願い
- ・申告会場には、原則としてお一人でご来場ください。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・発熱や咳がある場合や体調の優れない場合は、来場をご遠慮ください。
- ・会場での検温にご協力ください。発熱(概ね37.5度以上)がある方は、受付できません。
- ・スマートフォンをお持ちの方

所得税・市県民税の申告書の提出は、インターネットや郵送で!

- ★確定申告書(所得税)の作成・送信は、国税庁ホームページからスマートフォンやパソコンで自宅から申告できます。
- ※マイナンバーカード又は利用者識別番号、インターネット環境等が必要です。
- マイナンバーカード作成(無料)には約1か月必要です。早めの申請をお願いします。
- ★市県民税の申告書は、郵送でも受け付けています。

方は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCO A)の利用をお願いします。

- ・感染リスク低減のため、申告相談に時間のかかる「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」はご自宅での事前作成をお願いします。申告相談時に職員は、これら書類の作成代行は行いません。

問合せ先
市県民税の申告については
税務課市民税係
(窓口☎) ☎2218

令和4年度から適用される主な改正点

1. 住宅ローン控除の特例の延長等
 - 住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。
 - ※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで
2. 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置
 - 子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体から

の子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設サービスの利用料に対する助成とします。

3. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

市県民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書の「住民税に関する事項」に項目が追加されます。

4. ふるさと納税(寄附金控除)の申告手続の簡素化

特定寄附金の受領者が地方団体であるとき(ふるさと納税)は、寄附先の自治体から発行される「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者(国税庁指定のふるさと納税仲介事業者)が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができるようになります。

